

デカフェ伊勢茶海外マーケット調査事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

デカフェ伊勢茶海外マーケット調査事業業務委託

2 委託業務の目的

近年、就寝前や妊娠・授乳中でもコーヒーや紅茶を飲みたいというニーズに対応し、カフェインを除去したデカフェ飲料のマーケットが拡大している。ただし、コーヒーや紅茶のデカフェ商品は欧米で一定のマーケットを確立しているものの、日本茶のデカフェについては、限定的である。そこで、デカフェ飲料のニーズに対応した伊勢茶の新たな販路を開拓するため、デカフェ伊勢茶商品開発事業で開発したデカフェ伊勢茶を用いて、デカフェマーケットが確立しているアメリカ及びヨーロッパ諸国において、マーケット調査とプロモーション活動を行う。

3 契約条件

- (1) 契約期間：契約の日から令和5年3月10日（金）まで
- (2) 成果品
業務完了報告書（様式自由） 1部
- (3) 成果品の提出期限：令和5年3月10日（金）

4 委託業務の内容

(1) デカフェ伊勢茶海外マーケット調査事業

デカフェマーケットが確立しているアメリカ及びヨーロッパ諸国において、デカフェ伊勢茶を特徴ある日本茶として販売していくためのマーケット調査を行う。

1) マーケット調査の内容

「デカフェ伊勢茶商品開発事業」で開発したデカフェ伊勢茶をサンプルとして、小売店・飲食店等に対してマーケット調査を行い、デカフェの日本茶に関する需要を把握する。

① マーケット調査の実施国

- ・アメリカ
- ・ヨーロッパ諸国1か国以上

② マーケット調査のサンプル数

実施国1か国につき、100サンプル

③ マーケット調査項目

※ 項目は茶種及びカフェイン除去率ごとに調査するものとする。

「購買意欲」、「購入理由」、「味」、「購入希望価格」、「評価点」は必須とし、それ以外に必要な項目があれば調査するものとする。

(2) デカフェ伊勢茶の海外におけるプロモーション活動

マーケット調査の結果に基づき、デカフェ伊勢茶への関心が高い国に対して産地PRを含めたプロモーション活動を実施する。

マーケット調査及びプロモーション活動に用いるデカフェ伊勢茶のサンプルは、以下に掲げる内容とする

1) サンプルの概要

デカフェ伊勢茶商品開発事業で開発する商品とし、伊勢茶の煎茶、かぶせ茶及び抹茶で次に掲げる区分で、各1種類以上である（合計6種以上）。

2) 区分

①カフェイン除去率 60%以上 80%未満

②カフェイン除去率 80%以上

3) サンプル数量

・煎茶、かぶせ茶はティーバッグとし、各商品につき 500 個

・抹茶は各商品につき 2kg

※ 引き渡すサンプルの包装単位は個包装ではなく、一定量まとまったものとなるため、使用する際には必要に応じて再包装をすること。ただし、その際は茶の品質が保たれる包装とすること。

4) サンプル引渡日

令和4年12月上中旬

5 業務実施上の条件

- (1) マーケット調査及びプロモーション活動については、企画段階において、随時企画案を三重県に提示し、三重県と調整して行うこと。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案すること。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (4) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。
- (5) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、

第2号又は第4号に該当する場合を除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）。

(4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

なお、委託料の支払については原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うが、必要が認められる場合は、受託者からの請求に基づき前金払をすることができるものとする。

9 見積り及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- 1) 断固として不当介入を拒否すること。
- 2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- 3) 三重県農林水産部農産園芸課に報告すること。
- 4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生ずる等の被害が生ずるおそれがある場合は、三重県農林水産部農産園芸課と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1) 2) 又は3) の義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 その他

(1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。

- (2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は三重県に帰属する。
- (4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

1 3 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課伊勢茶振興班

担当：竹内、駒田

電話：059-224-2543 FAX：059-223-1120

E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp